

和歌山県妊産婦アクセス支援事業にかかる Q & A

問 1 宿泊費支援や交通費支援の一部で対象条件となっている「標準的な移動時間が概ね 60 分以上」はどのように判断するのか。

(答)

- 本県においては、住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最寄りの分娩取扱施設（ハイリスク妊産婦等により特定の分娩取扱施設に通院せざるを得ない妊産婦の場合は当該分娩取扱施設）までの距離が 60km 以上となる場合とします。

問 2 里帰り出産を対象としなくてもよいのか。

(答)

- できる限り里帰り出産についても対象としていただきたいが、市町村の判断により対象外としても差し支えありません。

問 3 出産に伴う交通費について、「標準的な移動時間が概ね 60 分以上」の場合は国の制度や補助率が適用され、各市町村の旅費規程に準じて算出とのことだが、自家用車の規定に関し、実費としており具体的な算出方法がない場合はどうすればよいのか。

(答)

- 上記の場合は、下記の県旅費規程をもとに算出している県単価を利用しても差し支えありません。

自家用車往復	60km 以上 80km 未満	4,000 円
	80km 以上 100km 未満	5,000 円
	100km 以上	7,000 円

問 4 出産に伴う交通費について、「標準的な移動時間が概ね 60 分以上」の場合、国の制度となるとのことだが、本市の旅費規程が県の設定している基準単価（県の旅費規程）より低いため、60 分（60km）以上の方が単価が低くなるという事象が発生する。この場合、市の判断において出産に伴う交通費については、県補助事業の助成対象者すべてを国制度と同様の基準により補助してよいのか。

例：県基準	50km で自家用車（40km 以上 60km 未満）	3,000 円
市旅費規程	60km で自家用車	17 円/km
		2,040 円

(答)

- 市町村の判断において市町村旅費単価を統一利用していただいても差し支えありません。
- ただし、補助率は県基準（1/3）により算出されるのでご注意ください。

問 5 出産は最寄りの分娩取扱施設（20km 未満）で行ったが、新生児のみ産後すぐに周産期母子医療センター（20km 以上）に入院することとなり、母乳等を与えるため通院の必要が生じた場合、本補助金の対象となるのか。対象となる場合に上限はあるのか。

（答）

- 対象とします。
- 上限については、県実施要領別表 2 で定める「対象となった時期妊娠 36 週以降」の上限回数である 7 回とします。